安積三小 いじめ0プログラム

《いじめ発見・対応、いじめ防止のための指導体制確立のために》

2013年よりいじめ防止対策推進法が施行されました。全国で起こることは、本校でも起こることであるという考えの下、いじめの未然防止・早期発見・早期解決が図られるよう「安積三小いじめOプログラム」を作成し指導体制を確立して行きたいと思います。

- 1.「いじめ」とはなにか分かり合いましょう
- 2. 「安積三小いじめ0プログラム」へ向けて取り組みましょう
- 3. それでも「いじめ」がおこったら・・・
- 1.「いじめ」とはなにか分かり合いましょう
 - (1)「いじめ」の定義

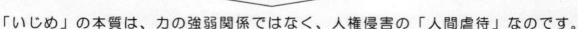
「いじめ」に対する認識を共通のものにすることで、徹底した指導に当たることができます。まず始めに、いじめの定義をはっきりさせます。

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と 一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されました。

この定義から、いじめを次のようにとらえることができます。

- ① 直接的、間接的に一定の人間関係がある
- ② インターネットやメール、コミュニケーションツールなどを通じた行為も含む
- ③ 心理的・物理的な苦痛を、継続して与え続ける

被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識で 向き合っていくことが必要です



「いじめ」とは、人間として許されない行為である

と、職員全員が、毅然とした一貫し教育観を持ちましょう。 これをもとにして、いじめの問題に対しての基本認識を次のように立ち上げます。

「いじめ」の問題に関する基本認識

「いじめはどの学級でも起こりうる」という認識を全職員が持ちましょう

全職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないように、「もしかしたら自分の学級でも起きているかも」という危機感を持って児童に接すること、職員同士の情報交換の場を設けることで、いじめ防止・早期発見・解決に努めましょう。

弱い者をいじめることは絶対に許されない行為であるという認識を全校へ行き渡らせます

「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を、児童・職員が持つことが 大事です。いじめの当事者だけではなく、はやしたてたり、傍観したりする態度もいじ める行為と同じで許されないことを、全ての児童に指導しましょう。

いじめられている子どもの立場で考えましょう

思い悩んで相談してくる児童の悩みを親身になって受け止めることが大切です。いかに迅速に、そして適切に対応するかによって、いじめの悪化を防止するとともに、早期解決に繋がります。些細なことにも、真剣に耳を傾けましょう。

子どもの悩みを受け入れる相談体制を整えましょう

学年内・養護教諭・児童に関わる全ての職員の連携を深めるとともに、「教育相談期間」「友達関係アンケート」の実施をし、児童が相談しやすい環境を整えます。また、外部の相談機関について児童・保護者へ周知しておくなど、一人で悩まない体制を整えます。

年間を通して「豊かな人間関係をはぐくむ教育活動」を実践しましょう

児童が日頃から豊かな人間関係をはぐくむ教育活動を実践していくことが、いじめ防止に繋がります。「道徳」「学級活動」「総合的な学習の時間」などで、児童に望ましい 人間関係について考えさせる時間を確保しましょう

日頃から、児童と職員との信頼関係を築いていきましょう

日頃からのあいさつや声かけ、給食・休み時間・清掃時間などの機会を通して、児童 とのふれあいを大切にしましょう。また、児童の相談に対しては、カウンセリングマイ ンドに基づいた対応を心がけましょう。

家庭教育のあり方がいじめ問題に大きく関わるため保護者との連携を深めます

いじめの発生・問題の解決には、家庭の協力がきわめて重要な役割を担ってきます。 日頃から家庭において、思いやり・正義感・善悪の判断などについて話し合う機会を持 つよう励行します。また、様々な情報を提供し、学校と家庭が協力していじめ問題に取 り組んでいく協力体制を築きます。

上記の基本認識を、児童・教職員・各家庭が共通に持つこと、実践へとつなげることが、いじめ防止・早期発見・解決へ繋がっていくと信じます

(3)「いじめ」と「けんか」の違い

児童の身の回りに起きるトラブル全てが、「いじめ」ではないと思います。いじめの定義から、いじめに対する認識を立ち上げましたが、ここでは、「いじめ」と「けんか」の違いについて、迷いがないように触れておきたいと思います。

いじめ	けんか・ふざけ
① 強い立場の者と弱い立場の者との間での行為である	① 両者は対等・平等な関係の間での行為である
② 相手の人間性を傷つけ一方的(言葉の暴力)な状況	② 両者がお互いに言い合う(言い争い) 状況
③ 肉体的苦痛と強制を与えている	③ 双方が殴り合ったり、泣き合ったり している
④ 長期的・計画的に発生	④ 瞬間的・偶発的な発生
⑤ 見えない隠れた場所と時間	⑤ オープンで明るい
⑥ 「チクル」などと相手を脅す	⑥ 他人に告げ口されることを意に介さ ない



つまり

「けんか・ふざけ」~明るくオープンで目にとまりやすい「いじめ」~陰湿で担任や大人の目に見えにくい

ということが言えます。

いじめには、子どもたちの立場の「優位性」が存在します。

「いじめる子ども」は「社会的優位性・身体的優位性・数の上での優位性」が存在し、「いじめられる子ども」には、いわゆる「弱い者」ではなく「社会的・身体的・数の上で劣勢の立場」にあります。つまり、「いじめ」は子どもたちの「立場」の問題と言えます。そして、いじめが継続的に起こる背景に「立場の優位性」が生まれ、そして、その立場が流動的に変化することで、次々といじめが繋がり膨れあがってしまう「鎖現象」が生まれてしまうのです。